

議案第91号

静岡市水道事業給水条例の一部改正について

静岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例

静岡市水道事業給水条例（平成15年静岡市条例第299号）の一部を次のように改正する。

第26条の表を次のように改める。

基本料金		従量料金（使用水量1立方メートルにつき）					
メーターの口径	金額	10立 方メ ー ト ル ま で の 分	10立 方メ ー ト ル を 超 え 20立 方メ ー ト ル ま で の 分	20立 方メ ー ト ル を 超 え 50立 方メ ー ト ル ま で の 分	50立 方メ ー ト ル を 超 え 100立 方メ ー ト ル ま で の 分	100立 方メ ー ト ル を 超 え 500立 方メ ー ト ル ま で の 分	500立 方メ ー ト ル を 超 え る 分
13ミリメートル	770円	66円	117円	156円	181円	201円	214円
20ミリメートル			70銭	20銭	50銭	30銭	50銭
25ミリメートル	1,100円						
30ミリメートル	2,882円						
40ミリメートル							
50ミリメートル	5,764円						

75ミリメートル	11,407円						
100ミリメートル	20,427円						
150ミリメートル	51,722円						
200ミリメートル							

第28条を次のように改める。

第28条 削除

第30条中「徴収する料金は、これを1月分として算定する」を「おける基本料金は、基本料金の額を31で除して得た額に、使用日数を乗じて得た額とする」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の場合における従量料金については、当該使用日数が31日以下の場合にあってはその使用水量をもって算定し、当該使用日数が31日を超える場合にあっては第27条第1項の規定の例により算定する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の静岡市水道事業給水条例第26条及び第30条の規定は、令和2年7月分として徴収する水道料金から適用し、同年6月分以前の月分として徴収する水道料金については、なお従前の例による。